

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十四号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（港湾施設の貸付け）

第三条の三 港湾法又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により貸付けを行った港湾施設については、前二条、第五条及び第六条の規定は適用しない。

第五条第一項第二号及び附則第八項中「別表第一重要港湾の表」を「別表第一国際拠点港湾及び重要港湾の表」に改める。

附則第九項中「（ただし、港湾法第五十四条の三第六項の規定により、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地、上屋及び野積場を貸し付ける場合は、当該貸し付ける日の前日）」を削り、「別表第一重要港湾の表」を「別表第一国際拠点港湾及び重要港湾の表」に改める。

別表第一中「重要港湾」を「国際拠点港湾及び重要港湾」に改める。

別表第二及び別表第三中「重要港湾及び地方港湾」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。